

平成19年 3 月19日

1 . 出席議員

議 長	杉 原 豊 喜
1 番	上 田 雄 一
3 番	山 口 裕 子
5 番	大河内 智
7 番	古 川 盛 義
9 番	山 口 良 広
11 番	山 崎 鉄 好
13 番	前 田 法 弘
15 番	石 橋 敏 伸
17 番	小 池 一 哉
19 番	山 口 昌 宏
21 番	吉 原 武 藤
23 番	江 原 一 雄
27 番	高 木 佐一郎
29 番	黒 岩 幸 生

副議長	牟 田 勝 浩
2 番	浦 泰 孝
4 番	松 尾 陽 輔
6 番	宮 本 栄 八
8 番	上 野 淑 子
10 番	吉 川 里 己
12 番	末 藤 正 幸
14 番	小 柳 義 和
16 番	樋 渡 博 徳
18 番	大 渡 幸 雄
20 番	松 尾 初 秋
22 番	平 野 邦 夫
26 番	川 原 千 秋
28 番	富 永 起 雄
30 番	谷 口 攝 久

2 . 欠席議員

な し

3 . 本会議に出席した事務局職員

次長兼総務係長	黒 川 和 広
議 事 係 長	松 尾 和 久
議 事 係 員	森 正 文

4．地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	庭	木	信	昌
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	前	田	敏	美
市	民	環	藤	崎	勝	行
福	祉	保	中	原	正	敏
経	済	部	松	尾	茂	樹
建	設	部	大	石	隆	淳
山	内	支	田	代	裕	志
北	方	支	末	次	隆	裕
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	木	寺	甚	藏
総	務	課	古	賀	雅	章
財	政	課	森		基	治
企	画	課	宮	下	正	博
選挙管理委員会事務局	長		古	川	正	明
監査委員事務局	長		山	下	眞	琴
農業委員会事務局	長		森	山	義	秀

議 事 日 程 第 7 号

3月19日(月)10時開議

日程第 1	第193号議案	平成19年度武雄市一般会計予算(質疑・所管常任委員会分割付託)
日程第 2	第194号議案	平成19年度武雄市国民健康保険特別会計予算(質疑・福祉生活常任委員会付託)
日程第 3	第195号議案	平成19年度武雄市老人保健特別会計予算(質疑・福祉生活常任委員会付託)
日程第 4	第196号議案	平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算(質疑・建設常任委員会付託)
日程第 5	第197号議案	平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計予算(質疑・建設常任委員会付託)
日程第 6	第198号議案	平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算(質疑・建設常任委員会付託)
日程第 7	第199号議案	平成19年度武雄市競輪事業特別会計予算(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第 8	第200号議案	平成19年度武雄市給湯事業特別会計予算(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第 9	第201号議案	平成19年度武雄市交通災害共済特別会計予算(質疑・総務文教常任委員会付託)
日程第10	第202号議案	平成19年度武雄市病院事業会計予算(質疑・福祉生活常任委員会付託)
日程第11	第203号議案	平成19年度武雄市水道事業会計予算(質疑・建設常任委員会付託)
日程第12	第204号議案	平成19年度武雄市工業用水道事業会計予算(質疑・建設常任委員会付託)
日程第13	報告第14号	専決処分の報告について(質疑)
日程第14	報告第15号	専決処分の報告について(質疑)
日程第15	報告第16号	武雄市国民保護計画の報告について(質疑)

開 議 10時

○議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づき議案審議を行います。

日程第１．第193号議案 平成19年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。第193号議案 平成19年度武雄市一般会計予算について補足説明を申し上げます。

平成19年度の一般会計予算は、その総額をそれぞれ18,736,736千円といたしております。

それでは、まず歳入につきまして主なものを説明いたします。

平成19年度武雄市一般会計予算説明書の(3)ページからごらんいただきたいと思います。

まず、１款．市税でございますが、個人市民税は1,712,000千円を計上しており、前年度当初予算と比べて増加の主な要因は、19年度からの国の三位一体改革に伴う税源移譲が完全実施されること、また定率減税が廃止されることに伴うものです。法人市民税は484,500千円を計上しております。

(4)ページの固定資産税については2,606,000千円を計上しております。評価がえの年となり、減収が見込まれた前年度当初予算と比べて増額いたしております。

(6)ページの市たばこ税については362,766千円を計上しており、昨年７月にたばこ税の税率を引き上げる改正が行われたため増額しております。

次に、(7)ページの中段からの２款．地方譲与税でございます。

(8)ページの所得譲与税については、国の三位一体改革に伴う税源移譲が完全実施されることに伴い、費目を廃目としております。

次に、(10)ページ中段の９款．地方特例交付金の２項．特別交付金は、定率減税の廃止による減収補てん特例交付金が廃止されることに伴い、19年度から３カ年間にわたり特別交付金が交付されることになったものです。

次に、(11)ページの10款．地方交付税でございます。普通交付税、特別交付税を合わせて6,276,000千円を計上しております。前年度当初と比較し減額していますが、主な要因は19年度の地方財政計画において地方公共団体に交付される地方交付税の総額が前年度と比較して4.4%減とされたこと、さらに合併支援措置として特別交付税で措置される額が約120,000千円減少することによるものです。

続きまして、(16)ページからの14款．国庫支出金です。１項．国庫負担金は1,248,673千円を計上しております。増加している主な要因は、児童手当の拡充に伴う児童手当負担金の増加、生活保護費負担金の増加、また公立学校施設整備費負担金の増加等によるものです。

(17)ページからの２項．国庫補助金は273,746千円を計上しております。

次に、(19)ページからの15款．県支出金です。１項．県負担金は590,258千円を計上して

おります。前年度当初予算と比較して増加している主な要因は、民生費県負担金の社会福祉費負担金で、障害者自立支援法の施行に伴う事業の実施等によるものです。

(21)ページからの2項・県補助金では472,702千円を計上しております。増加している主な要因は、総務費補助金で、合併に伴う財政支援措置の交付金を計上したことによるものです。

(23)ページからの3項・県委託金では161,753千円を計上しております。当初予算と比べて増加している主な要因は、選挙費委託金の県知事・県議会議員選挙及び参議院選挙費用、土木費委託金の都市計画費委託金の都市計画基礎調査委託金等によるものです。なお、都市計画基礎調査は県が5年ごとに行っているものでございます。

次に、(26)ページ下段からの18款・繰入金でございます。2項・基金繰入金では451,780千円を計上しております。前年度当初予算と比べて約399,000千円の減となっておりますが、減少している主な要因は、前年度の当初予算では計上しなかった合併に伴う財政支援措置としての県の合併交付金や合併特例債を計上したことにより財源不足額が減少したことによるものです。なお、財源不足に対応するための基金繰入金については、公共施設整備基金から220,000千円、減債基金から1億円、退職手当基金から30,000千円の取り崩しをお願いしております。

次に、(34)ページ中段からの21款・市債は1,646,900千円を計上しております。前年度当初予算と比べて増加している主な要因は、合併特例債を活用できる事業については通常在市債にかえて合併特例債を活用することとして789,000千円を計上したことや、保養村土地開発公社保有地を購入するための公共用地先行取得事業債を131,000千円計上したことによるものです。

以上、歳入について御説明いたしました。

続きまして、歳出について主要内容について御説明いたします。

予算説明書の(36)ページからでございます。なお、予算額の金額については説明を割愛させていただきます。

(44)ページからの2款・総務費では、災害時に備えた食料品の備蓄のための経費など災害対策に要する経費、合併に伴う電算システムの統合経費などの合併対策費を計上しております。

また、(46)ページからの企画費では、人口減少地区への市外からの転入による定住を促進し、人口増加と活性化を推進するための定住特区補助金など地域振興のための経費や企業誘致に要する経費等を計上しております。

(57)ページ下段からの3款・民生費では、これまで国民健康保険事業で実施していたはり・きゅう施術費の一部助成を50歳以上を対象として一般世帯まで拡大する経費、山内支所での障害者交流センターの新設、北方保健センターでの地域子育て支援センターの新設

に要する経費や放課後児童対策事業の市内のすべての校区で実施するための経費など児童福祉に要する経費、生活保護に要する経費及び高齢者の介護予防に要する経費等を計上しております。

(74)ページ中段からの4款・衛生費では、母子保健に要する経費など、また75歳以上の高齢者の医療給付事業を県内のすべての市町村で共同処理する後期高齢者医療広域連合の運営に関する経費等を計上しております。また、旧北方町で実施している廃プラスチックの分別収集処理を、事業を拡充して市内全域で実施していくために経費等を計上しております。

(83)ページ下段からの6款・農林業費では、ハーブの振興と農林漁業の振興に要する経費を計上しております。

(95)ページからの7款・商工費では、地元物産の振興、観光宣伝、観光施設の維持管理に要する経費等を計上しております。

次に、(100)ページ中段からの8款・土木費では、市道の改良や舗装・補修などに要する経費等を計上しております。また、都市計画費では、景観計画策定に要する経費や白岩運動公園等の公衆トイレ改修・解体工事費などを計上しております。

(114)ページからの10款・教育費では、北方小学校プールほか小学校施設の改修工事に要する経費、西川登小学校改築に伴う基本設計、実施設計業務委託料、東川登小学校大規模改造工事に要する経費等を計上しております。

また、(123)ページからの4項・中学校費では、北方中学校校舎大規模改造工事に要する経費等を計上しております。

次に、(125)ページ中段からの5項・社会教育費では、文化財保護費で史跡おつぼ山神籠石公有化事業に伴う所要経費を計上しております。

(137)ページ下段からの6項・保健体育費では、来年度、佐賀県で開催される全国高等学校総合体育大会に伴う武雄市実行委員会の負担金や白岩体育館駐車場舗装工事費等を計上しております。なお、同体育大会について、本市ではバドミントン競技が7月28日から8月2日まで、自転車競技が8月8日から8月12日まで開催されることになっております。

以上、歳入歳出予算についての説明でございます。

続きまして、第2条 債務負担行為について御説明いたします。

予算書の8ページでございます。

今回は、二つの事項についての債務負担行為の設定をお願いしております。

まず、土地評価見直し業務委託料については、平成21年度の固定資産評価がえに向けて行う標準宅地の選定見直しや路線価の見直し等の評価がえ業務の委託料について、期間及び限度額を設定するものです。

固定資産業務支援システム借上料については、固定資産評価業務を公平・適正に行うとともに、業務の効率化を図るため、地番図、路線価等を管理するシステムを導入することに伴

う機器等の借り上げについて、期間及び限度額を設定するものです。

続きまして、第3条 地方債について御説明いたします。

予算書の9ページからでございます。

地方債については、予算書に掲げておりますそれぞれの起債事業に係る市債及び臨時財政対策債について限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

なお、19年度の合併特例債については総額で789,000千円を借り入れる計画です。

続きまして、予算書の1ページに戻っていただきまして、第4条の一時借入金でございますが、借入金の最高額を10億円と定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用については、歳出予算の各項間での流用について規定をしたものでございます。

以上、第193号議案 平成19年度武雄市一般会計予算についての補足説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第193号議案に対する質疑を開始いたします。質疑は区分をいたします。

最初に、第1条 歳入歳出予算について質疑を開始いたします。質疑の通告がっております。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。第193号議案に対して質疑を行います。

先ほど部長が早口で追いつき切れない部分がたくさんありましたので、一つ歳入のところですけども、税源移譲に伴う個人市民税が405,113千円ふえていますよね。これは税源移譲に伴って所得税がいわば割合が減ったわけですからね。全国的には3兆円と言われていすけど、これはいつ発行されたんですかね。所得税と住民税が変わるというパンフレットを市の方で準備していますね。そこで、これ見てみますと、所得税と住民税との関係で見えますと、負担増減額はゼロだというのが広報として出されております。これは1月20日の全国紙にも政府広報で税源移譲によって年額の納付税額は基本的には変わりませんと。その広報と同じように武雄市もそういうふうに応報しているわけですけども、そこでお聞きしたいんですけど、この留意事項、御留意くださいと書いてあるんですけども、実際の負担増減額には平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることに御留意くださいと。ですから、1月には所得税が減ったなあという感じなんですよね、所得税払っている人たちは。

6月になりますと、6月1日住民税の調定でしょう。そして、6月15日から発送されますよね。がばっと住民税のみ見ていきますとふえるんですよ。差し引きすると、とんとんですよという内容でしょう、知らせているのはですね。ところが、この御留意くださいという留意の中身をずっと見ていきますと、例えば、年収5,000千円のサラリーマンで世帯の負担増が出てくるんですけども、例えば、住民税と所得税の割合が変わって、07年6月から見ま

すと年収5,000千円のサラリーマン世帯でいくと14,100円の増税になるんです。こういう試算が一方であります。ここをひとつ説明していただきたいと。定率減税がことし廃止になりましたので、廃止されるに伴って影響が起こることに御留意くださいというのと変わりませんよという問題ですね。実際には変わるんじゃないかと、ここの説明をお願いしたいと思います。

もう一つは交付税のところですけども、税源移譲に伴う関係で出てくるんでしょうけれども、これ(11)ページを見ていきますと、普通交付税のみ見ていきますと、前年度5,611,000千円、これが当初予算で54億円、差し引き207,000千円交付税減っていますね。特別交付税、これは前年度1,057,000千円が872,000千円、約180,000千円ぐらい減っていますね。これは先ほど説明がありました合併に関する交付金ですか、これが減らされた。総額で見えていきますと約4億円ですね。390,000千円ですから、約4億円交付税減らされる。4.4%の減、そうして見ていきますと、税源移譲に伴って全国的には3兆円地方に移すというふうに見えていきますけれども、武雄の場合、これで見えていきますと国からの交付税や、あるいは中には地方特例交付金、これが前年度136,000千円あったんですけども、これが44,000千円、これは3年にわたりずっとこの水準でいくんでしょうか。前年度特例交付金については136,000千円、そういう国の仕組みが変わることによって総額全体的にですね、武雄への国の交付金、交付税を含めまして制度の改変によってプラス・マイナスしてどうなのかと。国からのいわば交付金といいますか、そこは答弁をお願いしたいというふうに思います。

じゃ、よろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

私の方から、交付税の関係をお答え申し上げたいと思います。

議員おっしゃいますように、交付税につきましては定率減税等の廃止、それから譲与税の廃止等によりまして相当落ち込んでおります。それで、地方財政計画の中での4.4%減、これはもう普通交付税、特別交付税も一緒でございます。その差が約4億円、市民税で今回税源移譲でふえましたのは約4億円、こうして見ますと、その分については大体プラス・マイナス・ゼロじゃないかなというふうに思っています。

あと特別交付金がこれは3年間にわたって出されるわけですけども、18年度が約290,000千円、それが19年度が170,000千円ということで、120,000千円の減になっています。これに対しましては激変緩和措置ということで、19年度は26,000千円を交付すると。これは3年間にわたって交付されますけれども、そういった緩和措置等も国の方でなされておりますので、一応税源移譲に伴う増減は、基本的にはプラス・マイナス・ゼロになるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

藤崎市民環境部長

○藤崎市民環境部長〔登壇〕

恒久減税が廃止されますけれども、先ほどの御留意くださいというものにつきましては、定率減税がされることだと思っております。そして、あとは税源移譲だとしております。

〔市長「どげんなっと、これプラス・マイナスすっぴどがんなっと」〕

プラス・マイナスは一応私たちはないということで……（「いやいやいや、個人負担よ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

申しわけございません。定率減税の廃止による武雄市分につきましては約74,000千円のアップと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市が出したこのパンフレットにある実際の負担増減額には、平成19年からの定率減税が廃止される等の影響があることに御留意くださいというのは、何ですか、1月には所得税減りますよと、6月に住民税ふえますよと、これを御留意くださいということですか。そんなことだったらわざわざ書かんでしょう。ですから、私は、政府広報と一緒にですよ、この留意事項というのはね。その留意される中身をさっき、例えば年収5,000千円のサラリーマンについては14,100円年間ふえますよと、そういう場合もあり得るんだということでしょう。それはちょっと答弁くださいね。

例えば、先ほどの例出しますけれども、06年12月まで、昨年の12月までは5,000千円のサラリーマンの世帯というのは住民税が5,900円でよかったと。所得税が5,050円と、合わせますと10,950円、07年1月から5月まで、住民税が調定される5月まで、これは住民税5,900円はそのまま変わりません。所得税は5,050円が2,800円に安くなる。そして、07年6月からは所得税は2,800円そのまま減りますよね。住民税は11,300円になりますよと。合計差し引きしますと14,100円の増税になる。ですから、所得税払っているすべての世帯が住民税と所得税の割合が変わったことによって、すべてとんとんだというわけにはいかないと、こういうモデルを出していきますとね。ですから、わざわざ政府が実際の負担増減額には云々と書いているわけです。これもっと大きく書けばいいんですよ。そうすると、うちの世帯の場合は変わるんだな、ふえるんだなということにもなり得るでしょう。

だから、単に今部長が答弁したように留意の中身というのは、所得税が減って住民税がふえます。けれども、トータルすればとんとんだから何も留意することはないわけですよ。誤解を招きますよ、1月から5月までは。1月から5月までは所得税が減ったと、住民税は去年の調定ですから、変わりませんと。6月になって急にふえたと。そういうことがあるか

ら留意くださいというふうに書いているのかね。しかし、さきの例出すとそうじゃないわけでしょう。ですから、わざわざ政府広報で言われている増減額については変更がありますよというその留意事項については、国からの当然そういった文書が来ていると思うんですけど、そういうことを踏まえて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

藤崎市民環境部長

○藤崎市民環境部長〔登壇〕

確かに1月から所得税につきましては減額になって、6月から住民税については増額というふうなことになりますけれども、留意くださいというのは、先ほど定率減税によるものと言いましたけれど、議員おっしゃるとおり1月から6月までの確かに今言われましたちょっと試算がありますけれども、年収7,000千円の夫婦、子供2人の世帯で住民税、年額15千円負担がふえると。税源の所得税と住民税の割合につきましてはプラス・マイナス・ゼロ、変わらないというふうなことで試算されておりますけれども、先ほど言われました14,100円の増については、そこではあり得ると思っております。

〔22番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

そうすると、先ほどの一番最初の答弁変更されますね。モデル分によっては増税あり得るんだということを確認しておきますけれども、よろしいですね。それは答弁が違いますから、あと1回は残しておきます。議事進行は議長答弁になります。（「議長答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

今の答弁求めて……

〔22番「確認しただけです」〕

市民環境部長、先ほどの答弁でいいですね。今、確認。

〔市民環境部長「済みません、ちょっと待ってください」〕

答弁は要らんですよ。私に答えるだけで、答弁はせんでよかですよ。（発言する者あり）

22番平野議員、いいですか。そしたら、定率減税の廃止によって個人の負担増はないという答弁をこちらにいただいておりますけど、いいですか。そういう質問じゃないですか。（発言する者あり）（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩をいたします。

休	憩	10時27分
再	開	10時32分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど22番平野議員の議事進行について、執行部より答弁をさせたいと思います。藤崎市民環境部長

○藤崎市民環境部長〔登壇〕

改めて答弁の補足をさせていただきたいと思います。

税源移譲の分は所得税を住民税へ移譲されますので、制度的にはこれにつきましては増減はありません。平成19年度から定率減税が廃止されましたので、その分は増になる分が出てくると思います。全体で約74,000千円を予定しております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第2条 債務負担行為、第3条 地方債、第4条 一時借入金、第5条 歳出予算の流用について質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて第193号議案に対する質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたしたいと思います。分割付託区分は、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第2．第194号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

○中原福祉保健部長〔登壇〕

第194号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計予算について補足説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計予算書の1ページの第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,154,551千円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を2億円と定めるものです。

次に、予算説明書で主なものについて説明させていただきます。

(3)ページからです。

歳入の1款．国民健康保険税の現年度課税分につきましては、条例の改正に伴う算出を行い、一般被保険者の収納率を94%、退職分は98%を見込んでいます。収納状況の実績を踏ま

え算出しています。

次に、(4)ページからの3款・国庫支出金の療養給付費等負担金、国の財政調整交付金につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費及び保険基盤安定繰入金、退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金を除いた老人保健拠出金等に基づき算出しています。国のモデルとしては34%となっていますが、過去の実績を踏まえ約36%で計上いたしております。

(6)ページの5款・県支出金の財政調整交付金は、実績も国が示した率とほぼ同じ数値でございますので、7%の見込みで計上しております。

(7)ページ、(8)ページの一般会計繰入金は、法定分を計上しております。

歳出については、平成17年度の決算額及びこれまでの医療費の伸び率等を勘案し、必要額を見込み計上しております。

(13)ページですが、2款・保険給付費のうち一般被保険者療養給付費は、平成18年度と比較し5.1%増を見込んで計上しております。

(15)ページ、(16)ページの3款・老人保健拠出金は、いずれも減少見込みで計上しております。

(16)ページの共同事業拠出金は、制度改正により昨年10月から1レセプト当たり300千円以上についての共同安定化事業として取り組まれていますので、その分を見込んでおります。

(17)ページの6款・保健事業費では、人間ドック業務委託料で、脳ドック分については3割自己負担導入と受益者負担増を図るよう計上しております。また、18年度に療養費で計上していました、はり・きゅう施術交付金については、先ほど一般会計での説明がありましたように、一般会計で行うということにしておりますので、廃目といたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第194号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

福祉生活常任委員会ですから、福祉生活常任委員会で詳しく論議されるんでしょうけれども、本会議で質疑が何もないというのはかつてなかったことですから、あえて立ちました。そこで、聞いておきたいと思います。

県の19年度予算を見ますと、国保安定化対策推進費、これが県で7,193,000千円計上されております。国保の会計で見ますと、(6)ページですけれども、県財政調整交付金、これが311,103千円というふうに出されております。先ほど部長が国34%のところを、過去の実績等々を勘案して36%と計上していると。これは一般質問のときにも聞きましたけど、本会議で36%と計上しているというのを、制度的な負担割合ですから、ここで言うていいのかなという感じがしないでもありません。どこでどう努力をすれば県の負担割合の34%を36%、2%上げて予算計上できるのかと。この二つ答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

○中原福祉保健部長〔登壇〕

県の財政調整交付金、それから国の交付金についてでございますが、先ほど言いましたようにモデルとしてはそれぞれ率が示されているところでございます。一応前回の一般質問の中でも説明申し上げましたように、実績については若干上回って交付されるというようなことから、17年度実績等を踏まえて計上させていただいているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほど部長が答弁しましたように、モデルとして34%と。いわば過去の実績を見て36%を計上したと。本来ならば負担割合というのは34、県が7、そして財政調整交付金が9と、大体これ足しますと50ですよ。そこで、私は先ほど県の予算の7,193,000千円の国保財政安定化対策推進費というふうに出しましたけれども、この同じ名称のやつは出てきませんよね。県支出金、2項の県補助金の中に県財政調整交付金という名目で311,103千円、これが計上されていますね。これは県が出した7,193,000千円の武雄市への交付金と同じものというふうに、名称は違いますが、そういうふうに理解していいんですか。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休 憩 10時43分

再 開 10時50分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

中原福祉保健部長

○中原福祉保健部長〔登壇〕

ただいまの県の調整交付金等についてでございますが、今、確認の作業をしています。後ほど報告させていただきますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第3．第195号議案 平成19年度武雄市老人保健特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

○ 中原福祉保健部長〔登壇〕

第195号議案 平成19年度武雄市老人保健特別会計予算について説明申し上げます。

平成19年度武雄市老人保健特別会計予算は、歳入歳出それぞれ総額を6,409,775千円といたしております。

歳入につきましては、平成14年の制度改正により財源の区分が変更になりまして、平成18年10月から負担割合は支払基金交付金が5割、公費が5割になった関係でそれぞれ増額、または減額といたしております。

歳出につきましても、制度改正により受給対象年齢が75歳に引き上げられたことに伴いまして、受給者数は減少しておりますが、1人当たりの給付費が伸びていることから、平成17年度決算額及び本年度見込みを勘案いたしまして計上をいたしているところでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（杉原豊喜君）

第195号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第4．第196号議案 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

○ 大石建設部長〔登壇〕

第196号議案 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の1ページ、第1条及び2ページ、3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ776,404千円と定めるものでございます。

第2条及び4ページの第2表 地方債は、農業集落排水事業に対する下水道事業分及び辺地対策事業分の起債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

予算説明書(3)ページから御説明いたします。

歳入の1款1項1目．農業集落排水施設使用料は74,344千円を計上しております。供用開始しております7地区分でございます。

(4)ページ、3款1項1目．農業集落排水事業補助金は、川内地区に対する汚水処理施設整備交付金でございます。

4款1項1目．農業集落排水事業費補助金は、大野地区に対する県の村づくり交付金でござ

ざいます。

5 款 1 項 1 目．一般会計繰入金は、総事業費から補助金、市債、使用料、分担金等を差し引いた額でございます。

(6)ページ、7 款 3 項 1 目．農業集落排水事業受託事業収入は、他事業の施工に伴う下水道管移設受託工事の収入見込み額でございます。

8 款 1 項 1 目．農業集落排水事業債は、大野地区に対する下水道事業債と川内地区に対する下水道事業債及び辺地対策事業債でございます。

(7)ページ以降の歳出について御説明いたします。

主なものとして、1 款 1 項 1 目の一般管理費、11 節．需用費の光熱水費は、7 処理場の電気料と水道料でございます。12 節の手数料は、7 処理場の汚泥くみ取り料と浄化槽の法定点検手数料でございます。13 節．委託料の管理業務委託料は、7 処理場の管理業務委託料でございます。15 節．工事請負費で、避雷針設置工事費を 2 処理場分計上をいたしております。

次に(8)ページ、1 款 1 項 2 目．事業費の主なものとして、13 節．委託料は、川内地区処理場の施工監理業務委託料でございます。15 節．工事請負費の川内地区処理場工事は、電気機械設備工事費でございます。大野地区の舗装復旧工事は今年度仮復旧した分の道路の本舗装費です。

(9)ページ、2 款 1 項．公債費は、整備済み 6 地区のほか大野地区と川内地区の起債償還金の元金及び利子でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第196号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 5．第197号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

○大石建設部長〔登壇〕

第197号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページ、第 1 条及び 2 ページ及び 3 ページの第 1 表は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ524,565千円と定めるものでございます。

4 ページの第 2 表 地方債は、公共下水道事業に対する下水道事業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

それでは、予算の内容について予算説明書で申し上げます。

予算説明書(3)ページをお開きください。

済みません、(4)ページから説明いたします。

3款1項1目、公共下水道事業補助金は、新年度の補助対象事業費に対する補助金及び交付金でございます。

4款1項1目、一般会計繰入金は、総事業費から国庫補助金、市債等を差し引いた額でございます。

(5)ページ、7款1項1目、下水道事業債は、補助対象事業費と起債対象単独事業費に対する下水道事業債でございます。

次に、(6)ページ以降の歳出について御説明いたします。

1款1項2目、公共下水道事業費の主なものとしまして(6)ページ、13節、委託料の枝線管渠詳細設計業務委託料は、樋管整備地区の枝線管渠の設計業務を計画いたしております。処理場建設工事委託費は、日本下水道事業団への処理場建設工事委託費でございます。15節、工事請負費の幹線管渠工事は推進工法による管渠工事でございます、延長約600メートルを計画いたしております。枝線管渠工事は西浦、中町、宮野町、これらの地区の市街地部の管渠工事でございます。

(7)ページ、22節、補償補てん及び賠償金は、管渠布設工事に伴う水道管の移設補償費でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第197号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第6、第198号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

○大石建設部長〔登壇〕

第198号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

予算説明書の方で説明申し上げたいと思います。

(3)ページ、歳入から御説明いたします。

国庫支出金、1款1項1目1節、土地区画整理費補助金を88,000千円、県支出金、2款1項1目1節を土地区画整理費補助金として12,718千円を計上いたしております。

繰入金、3款1項1目、154,888千円を計上しております。

次に、予算説明書の(4)ページ、諸収入、これは雑入として1,370千円を計上しております。

市債として、6款1項1目1節・土地区画整理事業債3,100千円と2節・合併特例債72,300千円の合計75,400千円を計上しております。

次に、歳出でございます。

(5)ページ、事業費でございますが、武雄北部土地区画整理事業費として総額243,965千円を計上しております。12節の役務費として10,187千円、その主なものは、広告料で9,350千円、観光PRのためのものがございます。

次に、13節・委託料として18,871千円計上しております。その他、調査業務委託料の13,300千円で、区画整理による建物移転の調査費です。

次に、15節・工事請負費として84,150千円、これは中央公園整備工事に29,000千円、その他の工事として7件分で55,150千円を計上しております。

次に、19節の負担金補助及び交付金は、2,000千円を観光資源プログラム開発補助金として計上しております。

次に、22節・補償補てん及び賠償金は土地・建物移転補償費でございます。96,150千円を計上しております。

(7)ページの公債費の方で償還金及び割引料65,342千円、これは土地区画整理事業債の償還金元金として計上しております。

同じく公債費の2款1項2目23節の償還金は、22,070千円を土地区画整理事業債償還金利子として計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第198号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

お尋ねします。

(5)ページの報償費、サイン計画講師謝金で200千円、サイン計画は18年度でつくるというふうなことを聞いておりましたが、それができておりませんので、ここで上がってくるんだろうと思いますけれども、この報償費の講師謝金、サイン計画の講師というものはどういうものなのかお尋ねします。

それと、役務費で今、広告料、観光PRに9,350千円、区画整理事業から観光PRにどういうふうなつながりがあるのか。

それと、次の(6)ページ、観光資源プログラム開発補助金はどういうものかをお尋ねしておきます。

○議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

○松尾経済部長〔登壇〕

お答え申し上げます。

歳出の役務費の広告料9,350千円でございますが、これにつきましては、まちづくり交付金を活用いたしましてこの区画整理の中で観光PR、例えばとJRの博多駅の電飾看板とか、それからテレビCMとか、こういう分をここで予算化をいたしております。

それともう一つ、19節、観光資源プログラム開発補助金でございますが、これもまちづくり交付金を使いまして、これまで行っております時巡り温泉祭、この分の補助金としてここで計上をさせていただいております。

○議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

○大石建設部長〔登壇〕

講師謝金でございますけれども、19年度まちづくり交付金の中で観光関係でサイン計画策定を予定いたしております。この中の検討専門家の謝金として200千円計上をさせてもらっております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7．第199号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長

○松尾経済部長〔登壇〕

第199号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

平成19年度の武雄競輪は、4月の開設57周年記念競輪を含みます22節、67日間で開催の予定でございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出の予算総額でございますが、歳入歳出それぞれ14,134,201千円といたしております。

次に、一時借入金は、記念競輪開催時に全国他場に場外発売をお願いする予定でございます。その準備資金として100億円を限度とした一時借入金の限度額の設定をお願いいたします。

それでは、歳入歳出の主なものについて予算説明書で説明をさせていただきます。

予算説明書の(3)ページをお願いいたします。

歳入の1款1項2目の車券発売金では、57周年記念競輪で85億円、S級シリーズを含む通常開催で4,956,500千円の総額13,456,500千円を見込んでおります。

また、2款1項1目の繰入金につきましては、競輪事業基金から1億円の繰り入れをお願いいたしております。

(4)ページの4款1項4目の雑入では、的中車券時効収入、特別競輪等臨時場外車券売場賃貸料、公営企業金融公庫納付金還付金等で総額563,682千円を計上いたしております。

次に、(5)ページの歳出でございます。

1款1項1目の競輪事務費について、15節の工事請負費では、走路の改修工事で30,000千円、選手宿舍及び特別観覧席の屋根防水工事で7,200千円をお願いいたしております。

次に、(6)ページから(9)ページの1款2項1目・競輪開催費では、例年のとおり8節の選手賞金、13節のトーターシステム保守委託料、九州自転車競技会委託料等各種委託料、それから19節の各種負担金、分担金等競輪開催に要する経費を計上させていただいております。

また、(10)ページの2款2項1目では、19節で公営企業金融公庫納付金を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第199号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第8．第200号議案 平成19年度武雄市給湯事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長

○松尾経済部長〔登壇〕

第200号議案 平成19年度武雄市給湯事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

予算書の1ページでございます。

予算総額でございますが、歳入歳出それぞれ21,003千円といたしております。

それでは、予算説明書に沿って説明させていただきます。

予算説明書の(3)ページをお願いいたします。

まず、歳入の1款1項1目・給湯使用料は21,000千円を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、(4)ページをお願いいたします。

主なものについて説明いたします。

1 款 1 項 1 目 11 節、需用費の光熱水費は給湯施設の電気料でございます。25 節の積立金は今後の給湯施設の老朽化等に対処するため、給湯事業基金への積立金を計上いたしております。28 節の繰出金は一般会計へ 5,000 千円を繰り出し、武雄市の観光事業の円滑な推進と発展のため有効活用を図るものでございます。

2 款 1 項 1 目では、予備費といたしまして 1,219 千円を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第 200 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 9、第 201 号議案 平成 19 年度武雄市交通災害共済特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第 201 号議案 平成 19 年度武雄市交通災害共済特別会計予算について補足説明を申し上げます。

当初予算の規模は 2,188 千円であります。

まず、歳入であります。市の交通災害共済制度への加入は一定の条件のもと平成 19 年 2 月末までといたしており、平成 19 年度は加入がないことから、共済会費収入を廃款といたしております。したがって、歳入の科目は交通災害共済基金からの繰入金、前年度からの繰越金及び基金利子となっております。

歳出では、共済見舞金 2,000 千円のほか交通災害共済審査会委員報酬等を計上いたしております。

以上、簡単でございますけれども、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第 201 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 10、第 202 号議案 平成 19 年度武雄市病院事業会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。木寺市民病院事務長

○木寺市民病院事務長〔登壇〕

第202号議案について補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条は業務の予定量でございますが、病床数は155床で、一般病床135、結核病床20床で、昨年同様であります。患者数は、入院で年間3万9,420人、1日平均で108人、外来では年間5万1,450人、1日平均で210人を見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款・病院事業収益は、医業収益、医業外収益及び特別利益の収入で1,667,198千円を、支出の第1款・病院事業費用は、医業費用、医業外費用、特別損失及び予備費の支出で1,724,444千円を計上いたしております。この結果、57,246千円の赤字を見込んでおります。

第4条の資本的収入及び支出の予定額でございますが、支出の第1款・資本的支出は建設改良費、企業償還金、他会計からの長期借入金償還金で206,631千円の支出に対し、収入の第1款・資本的収入では企業債、一般会計からの出資金、負担金など134,195千円を計上いたしております。収入額が支出額に対し不足する額72,436千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることにしております。

3ページの5条には企業債について、6条については一時借入金の限度額について、7条については議会の議決を経なければ流用することのできない経費について規定しております。

4ページ、8条の他会計からの補助金では、繰り出し基準に基づいて一般会計からの補助をお願いするものでございます。

9条では、薬品費等たな卸資産の購入限度額を定めております。

それでは、内容につきましては、24ページからの予算説明書により、その主なものを説明させていただきます。

収益的収入でございますが、1款1項1目の入院収益を1,079,670千円、2目・外来収益を449,820千円予定いたしております。3目のその他医業収益では、一般会計からの救急医療負担金や文書料、特別室料金53,018千円を見込んでおります。2項の医業外収益では、他会計補助金11,626千円、他会計負担金を71,338千円及び病院施設使用料等その他医業外収益として1,723千円を計上いたしております。

以上、病院事業収益の総額は1,667,198千円となっております。

26ページの収益的支出でございますが、第1款1項1目の給与費では926,345千円、2目の材料費では薬品費、診療材料費等326,594千円、27ページの3目・経費では、光熱水費、燃料費、修繕費、賃借料、委託料等で333,387千円、4目の減価償却費では105,016千円、6目・研究研修費では3,700千円を計上しております。

なお、平成18年度に実施いたしました病室等の改修工事において建物に亀裂が発見をされましたので、平成19年度において建物の耐震診断業務委託を行うことにいたしております。

また、2項の医業外費用では、1目の支払利息や29ページの2目・繰延勘定償却等で

26,398千円を計上しております。

以上、病院事業費用の総額は1,724,444千円となっております。

次に、資金的収入及び支出でございますが、31ページの資金的支出の第1款1項2目・器械備品整備費では、オーダリングシステムを導入するための費用など93,844千円を、2項では企業債償還金69,183千円を、3項では一般会計からの長期借入金償還金43,600千円をお願いいたしております。これら資金的支出の財源として、30ページに企業債93,800千円、他会計負担金40,370千円等を計上し、不足額は過年度分損益勘定留保資金から補てんすることにしたしております。

5ページに戻っていただきたいと思います。5ページから8ページまでは実施計画、9ページから資金計画でございます。10ページから17ページまでは給与費明細書、18ページは債務負担行為に係る調書でございます。

次に、19ページは平成18年度の予定損益計算書でございます。

20ページ及び21ページは18年度貸借対照表でございます。資産合計及び負債資本の合計はそれぞれ2,061,676千円となり、うち現金預金は160,700千円となっております。

22、23ページは19年度の予定貸借対照表でございます。

年間予算を執行することにより、資産合計及び資本合計はそれぞれ2,018,234千円となる見込みでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第202号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第11．第203号議案 平成19年度武雄市水道事業会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤水道部長

○伊藤水道部長〔登壇〕

第203号議案 平成19年度武雄市水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。予算書1ページをお開きください。

第2条は業務の予定量でございます。3事業体合計で給水戸数1万8,047戸、総給水量441万4,000立方メートル、1日平均給水量1万2,060立方メートルを見込んでおります。この見込みは対前年比で7.5%の大幅な減でございますけれども、3事業体の起債の考え方を合わせた結果で、有収水量はほぼ同量の見込みでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の水道事業収益では、給水収

益、受託工事収益、手数料など営業収益と、補助金や加入金など営業外収益と、特別利益を合わせて1,577,231千円の対前年比2%減で見込んでおります。減額の主な要因は、他会計補助金の減によるものでございます。

一方、支出の水道事業費では、営業費用、営業外費用の支出で1,434,148千円と対前年比で10%減を見込んでいます。

2ページの第4条 資本的収入及び支出の予定額でございますが、建設改良費や企業債償還金など544,195千円の支出に対し、収入は一般会計繰入金などで68,113千円を見込んでおりまして、収入額が支出額に不足する476,082千円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんするという財源内訳でございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について規定をしております。

第6条の他会計からの補助金は、水道高料金対策のための一般会計からの補助金で202,538千円をお願いするものでございまして、第7条のたな卸資産の購入限度額は7,608千円を予定しております。

それでは、その内容につきまして、23ページからの予算説明書により、主な収支について御説明させていただきます。

まず、23ページの収益的収入でございますが、水道事業収益の1項・営業収益のうち1目・給水収益は1,311,137千円を、2目の受託工事収益で17,385千円、3目・その他の営業収益のうち手数料では検査手数料などを見込んでおります。

次に、2項・営業外収益は加入金、負担金、雑収益のほか高料金対策補助金や水源開発に係る利子など一般会計からの補助金246,273千円を計上しております。

25ページからの収益的支出の水道費用でございますが、営業費用のうち原水及び浄水費では、人件費のほか浄水場に係る運転経費や佐賀西部広域水道企業団からの受水費など、昨年と比較として12,247千円減の455,769千円をお願いしております。減額の主なものは、佐賀西部広域水道企業団からの受水単価が4円値下げになったためでございます。

次に、26ページの2目・配水及び給水費では、13節に委託料としまして閉開栓業務の委託や漏水調査を、25節の工事請負費では鉛管対策費としまして30,002千円をお願いしているところでございます。

3目・受託工事費では、河川改良に伴う配水管の布設がえなどの工事費30,770千円を、4目・総係費では水道料金の収納に要する経費等を計上しております。

28ページから29ページは減価償却費と資産減耗費を計上し、2項・営業外費用では企業債の利息としまして290,770千円を予定しております。

次に、30ページの資本的収入では、1項・繰入金で水源開発に係る元金償還ベースの元金分、一般会計からの繰り入れ分としまして68,113千円を計上しております。

資本的支出では、建設改良費としまして配水管布設がえ工事等に66,379千円をお願いしております。

2 項、企業債償還金では拡張事業や建設改良に係る企業債の償還元金477,816千円を計上しております。

予算書の3ページから5ページまでは予算実施計画、6ページでは資金計画を、7ページから14ページまでは給与明細書等を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

15ページから16ページは平成18年度の予定損益計算書でございます、135,149千円の純利益を見込んでおります。

17ページからは平成18年度の予定貸借対照表でございます、資産、負債、資本それぞれ20,553,967千円になる見込みでございます。

最後に、20ページからは平成19年度の予定貸借対照表を示しております。

以上、長くなりましたが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第203号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第12、第204号議案 平成19年度武雄市工業用水道事業会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤水道部長

○伊藤水道部長〔登壇〕

第204号議案 平成19年度武雄市工業用水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

予算書1ページより説明させていただきます。

まず、第2条の業務の予定量でございますが、給水事業所数は4事業所で、1日平均給水量は390立方メートル、年間総給水量は14万2,740立方メートルを見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出のうち収入の事業収益は、給水収益などから成る営業収益と補助金などから成る営業外収益と合わせて67,249千円を見込んでおります。一方、支出の事業費では65,862千円を計上しております。

2ページの第4条 資本的支出では、企業債償還金など31,888千円を見込んでおりまして、資本的支出の財源は過年度分損益勘定留保資金を充てることにしております。

第5条の他会計からの補助金でございますが、昨年と同様の57,000千円を計上させていただいております。

それでは、その内容につきまして、17ページの予算説明書により主な支出について御説明させていただきます。

17ページの収益的収入の工業用水道事業収益でございますけれども、1項・営業収益の1目・給水収益で6,744千円を、2目・受託工事収益としまして武雄川改修に伴う管渠の布設がえ工事分3,500千円を計上し、2項・営業外収益では一般会計からの補助金57,000千円をお願いしております。

次に、18ページの収益的支出でございますが、1項・営業費用のうち1目・原水及び浄水費では、昨年計上しておりました人件費を賃金に切りかえ、委託料、動力費など浄水のための経費11,172千円をお願いしております。

19ページの2目・配水及び給水費では、修繕費等に1,066千円をお願いしております。

3目・受託工事では淵ノ尾橋かけかえ工事に伴う本管移設費用を、4目・総係費では矢筈ダムの管理費負担金など2,727千円の計上をしております。

20ページの2項・営業外費用では、企業債の支払利息として21,967千円をお願いしています。

次に、21ページの資本的支出では、企業債償還金を計上しています。

予算の3ページから5ページまでは予算実施計画書を、6ページからは資金計画を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

7ページと8ページは平成18年度予定損益計算書でございますして、3,047千円の純利益を見込んでおり、平成18年度末での未処理欠損金は45,558千円になる見込みでございます。

9ページからは平成18年度の予定貸借対照表でございますして、資産合計は2,279,392千円になる見込みでございます。

また、13ページからは平成19年度の予定貸借対照表でございます。

以上、長くなりましたが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第204号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

工業用水道事業会計について一つ、これは17ページの工業用水道使用料6,744千円、これはクリーンセンターへの冷却水の利用など、工業団地だけじゃなくて生活雑排水等みたいに利用拡大されましたね。それも含めて各企業の利用状況を知らせていただきたいと思います。

もう一つ、これは市長にお伺いしたいんですけれども、県営工業団地なんですけども、もちろん県の負担もありますですね。毎年この57,000千円というのが、なかなかこれは一般会計からの繰り入れで本当にもったいないなあという感じがするんです。そこで、ここでも質問したことがありますけれども、工業用水道事業会計というのはどこでも厳しいというこ

とで、県も企業誘致に乗り出すという――乗り出して今までもしていたんでしょうけれども、企業の側は節水型がだんだんふえてきてますよね。そうしますと、市長が考えている企業誘致という問題と、この57,000千円の一般会計からの繰り出しというのは、投資的なものとして見通しとして考えておられるのか、そこをぜひ解決の方向を示していただきたいというふうに思います。

もう一つ水道部の方にお伺いしたいのは、そういった57,000千円の一般会計からの繰り出しというのは毎年変わっていませんね。これがないと負担金が返せない。クリーンセンターへの冷却水を引き込むと、そのほかに可能性がないのかどうかですね、利用の方法として。そういうふうに考えておられるとすれば答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤水道部長

○伊藤水道部長〔登壇〕

17ページの工業用水道の使用料でございますけれども、御存じのとおり、工業用水道につきましては責任水量制をしております関係で、工業団地内の3社で190立方メートル、それと杵藤クリーンセンターでは200立方メートルでございます。合計の390立方メートルということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

一般会計の繰り出しと企業誘致の考え方でございます。あと1区画しかありませんので、今のところ水を使っていただく企業誘致を目下行っているところであります。供給に対して需要でこたえるという方向で今頑張っております。

それと、根本的な問題として、工業用水の使用のあり方が非常に狭いといったことでもありますので、これは枠外で使えるかどうかも含めて今検討をしておりますし、なかなか県からはいろいろ言われますけれども、これ確かにもったいないのはもったいないということは議員と認識は一緒ですので、使用の版図を広げるためにも今、目下研究中であります。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第13．報告第14号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

○大石建設部長〔登壇〕

報告第14号 専決処分の報告について、報告第14号 損害賠償の額を定めることについて
補足説明を申し上げます。

議案書の35ページでございます。

この件につきましては、市道の維持管理上の瑕疵を起因とした事故に対する損害賠償額に
ついて、平成19年2月19日に専決処分したものでございます。

事故の内容につきましては、平成19年1月10日午後8時ごろ、武雄市北方町大字大崎の市
道北方インター東線において、福岡県福岡市中央区地行二丁目1の25、白仁田高氏が市道北
方インター東線を国道34号方面から北方町大崎方面に向かって走行中、道路中央付近に直径
約40センチ、幅80センチ、深さ約15センチの穴ぼこにはまり、乗用車の右側前後輪が落ち、
右側前後輪アルミホイール及び後輪タイヤを破損したものでございます。

損害賠償額は、ホイールの交換にかかる経費として92,978円であります。この賠償額につ
きましては全国市町村会総合賠償保険から補てんをされるものです。

今後このようなことがないように道路の維持管理に努めたいと思っております。2月から
は現在、毎日職員1名で行っている道路補修に加えまして、月2回、市道の一斉パトロール
を全職員で行っておるところでございます。市道の危険箇所等の早期発見に努めてまいりた
いというふうに思っております。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

報告第14号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第14号は法令に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思います。

日程第14．報告第15号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

報告第15号について補足説明させていただきます。

今回の報告につきましては、職員が起こしました交通事故に対する損害賠償の額につつま
して、平成19年3月6日に専決処分したものでございます。

事故の概要でございますが、平成19年1月22日午前9時30分ごろ、公用車を武雄市本庁東
側の駐車場に駐車しようとして、駐車中の武雄市大字富岡8997番地の鐘ヶ江義禮さん所有の
車両後方右バンパーに衝突し、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額につきましては121,170円でございます。

職員の交通事故防止につきましては日ごろから注意を喚起しているところでございますが、

基本的な注意義務を怠り事故を起こしたことはまことに遺憾であり、深くおわびを申し上げます。関係職員につきましては、厳重に注意を行い再発防止に努めるよう強く指導したところでございます。

以上、概要報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第15号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第15号は法令に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思います。

日程第15．報告第16号 武雄市国民保護計画の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

報告第16号 武雄市国民保護計画の報告についてにつきまして補足説明を申し上げます。

武雄市国民保護計画は国民保護法第35条第1項の規定により市が作成するものでございます。

本計画は昨年10月13日、武雄市国民保護協議会に諮問をいたしまして、3月1日に答申を受け、このほど佐賀県との協議を終えたものでございます。

この計画の基本的考えは、次の4点でございます。

一つ、基本的人権等への配慮、二つ、他市町との広域連携の推進、三つ、武雄市地域防災計画の活用、四つ、初動及び広報への対応でございます。

主な計画事項としましては、平素からの備えや予防では、地域防災計画に定める食料、飲料水等の備蓄計画、調達体制を有効に活用することとし、共助という観点から全行政区に自主防災組織を整備することといたしております。

また、各地域における地理的特色、道路網等の基本的事項に基づき、市避難実施要領マニュアルを作成することとしています。

武力攻撃事態等への対処では、市の体制として、国による市対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前に、市として迅速かつ的確に初動対応するため、緊急事態連絡室を設置することとしています。

今回作成しました武雄市国民保護計画と武雄市地域防災計画とは、住民の避難や救援に必要な物資、資材の備蓄・整備等について共通点が多いことから、武雄市地域防災計画書もあわせて配布いたしております。地域防災計画の中では住民の方々へ本計画の理解を高めるべく、第ゼロ編として、武雄市地域防災計画の基本的な考え方を示しております。これはイラスト等を多数使用し、よりわかりやすく地域防災計画を表現したもので、第1章では、次の五つの重点項目を柱に今後住民の避難体制等の整備を図るものでございます。

- 1、避難所について。
- 2、自主防災会づくりについて。
- 3、備蓄について。
- 4、防災訓練について。
- 5、防災時要援護者の避難支援について。

第2章では、住民の皆様にわかりやすく災害時の対応についてお知らせするために、「漫画で学ぼう災害に備えるために」を作成いたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

報告第16号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第16号は法令に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 11時43分